

会社法制に関するその他の検討事項

第1 株式の取得等に関する規制に違反した者の議決権に関する検討事項

株式の取得、保有等に関する金融商品取引法上の規制に違反した者の議決権の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるか。

(補足説明)

1 金融商品取引法上の規制には、公開買付規制、大量保有報告規制、委任状勧誘規制など、株式の取得、保有等に関するものが含まれるが、現行法上、これらの規制に違反した者による株主総会での議決権行使を認めないとする規定は置かれていらない。

これに対して、会社支配の公正さを確保する観点から、金融商品取引法上の規制違反の対象となる株式について、議決権行使を否定する仕組みを設けるべきであるとの指摘がされている。そこで、本文は、株式の取得、保有等に関する同法上の規制に違反した者の議決権の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

2 金融商品取引法上の規制に違反した者による株主総会での議決権行使を認めないものとする仕組みを設けることの当否を検討するに当たっては、まず、規制の違反により、会社や他の株主の利益が害されるといえるか、整理をする。その際、同法上の各規制の目的、機能、規制内容等を踏まえつつ、各規制の違反によって誰のどのような利益が害されるといえるか、具体的に検討する必要がある。例えば、公開買付規制については、公開買付けによらなければならないとされる株券等の買付け等が公開買付けによらずに行われる場合や、公開買付届出書において虚偽の記載がされる場合など、違反対象となる規制の内容や違反の態様等によって様々な場合があり、それぞれについて利益状況を具体的に整理する必要があると思われる。

また、金融商品取引法上の各規制の違反により、会社や他の株主の利益が害されると考える場合には、それに対処するための方策として、規制に違反した者による株主総会での議決権行使を認めないものとする仕組みを設けることが適切といえるか、各規制ごとに検討を要する。その際、各規制の違反により会社や他の株主の利益が害される態様・程度等を考慮する必要があるほか、議決権行使を認めないものとする仕組みの実効性についても、検討が必要と思われる。例えば、大量保有報告規制については、規制違反の場合には大量保有報告書による適切な開示がされない以上、会社や他の株主が規制違反の事実を知ることは通常困難で

あるとの指摘や、仮に規制違反が判明しても、大量保有者が他人名義で株券等を所有している場合など、違反した者と株主名簿上の株主とが一致しないことも多く、その場合に両者を結び付けるための制度的な仕組みも存しないことから、議決権行使を認めないものとすべき株式の特定が困難であるとの指摘がされており、議決権行使を認めないものとする仕組みの実効性は乏しいとも思われるため、この点も含めて検討を要する。

なお、金融商品取引法上の規制に違反した者による株主総会での議決権行使を認めないものとする仕組みを設けることとする場合、具体的な制度設計に当たっては、株主総会決議の効力に与える影響等を踏まえた法的安定性の観点からの配慮も必要と思われる。

第2 役員解任の訴えに関する検討事項

株式会社の役員の解任の訴えについて、見直しを検討すべき事項はあるか。

(注) 株主総会における解任議案の否決を役員解任の訴えの要件としている現行法の規律を見直すことについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 株式会社の役員の解任の訴えについては、役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されることが要件とされている（会社法第854条第1項）が、これに対しては、不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実が存する以上、直ちに役員解任の訴えを提起し得るものとすべきであるとの指摘などがされている。そこで、本文は、株式会社の役員の解任の訴えについて、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

2 (注) は、上記のような指摘を踏まえて、株主総会における解任議案の否決を役員解任の訴えの要件としている現行法の規律を見直すことについて、どのように考えるかを問うものである。

役員解任の訴えは、株主総会で多数の賛成が得られず解任決議が成立しなかつた場合に、少数株主にその修正を認める制度として導入されたものと説明されている。株主総会における解任議案の否決を要件としている理由は、そのような制度趣旨のほか、国家機関である裁判所の介入を最後の手段とし、まずは株主総会の自治の範囲内で適当な解決が図られることを期待するという観点から説明されることもあるが、これらを含め、株主総会における解任議案の否決を役員解任の訴えの要件とすることの意義や機能について、整理を要する。

他方、株主総会の開催には時間的・手続的なコストを伴うので、株主総会にお

ける解任議案の否決を役員解任の訴えの要件としている現行法の規律を見直すことの当否を検討する際には、このようなコストも考慮する必要がある。また、現行法は、解任議案について議決権を行使することができない株主にも役員解任の訴えの提起権を認めている（会社法第854条第1項第2号参照）が、そのような株主は、株主総会の招集請求権（同法第297条）や株主提案権（同法第303条）を行使することができないため、自ら解任議案の否決という要件を充足させるための手段を有せず、結局、そのような訴えの提起権が画餅にすぎないものとなっているという指摘もされている。上記の検討に際しては、この点にも配慮を要すると思われる。

第3 株主名簿の閲覧等の請求に関する検討事項

株式会社が株主名簿の閲覧・謄写の請求を拒むことができる場合の規律について、見直しを検討すべき事項はあるか。

（注）株主名簿の閲覧等請求の拒絶事由のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」を見直すことについて、どのように考えるか。

（補足説明）

- 1 株主名簿については、閲覧等請求の拒絶事由（会社法第125条第3項）を見直すべきであるとの指摘があるので、本文は、この点について問うものである。
- 2 （注）は、会社法第125条第3項所定の拒絶事由のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」（同項第3号）を見直すことについて、どのように考えるかを問うものである。

会社法第125条第3項第3号の拒絶事由の意義については、株主名簿から当該株式会社の資本政策等に係る情報が把握され得るためとの説明もある。しかし、請求者が当該株式会社と実質的に競争関係にあるというのみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的理由はないとの指摘がある（東京高裁平成20年6月12日決定・金判1295号12頁参照）ので、同号について、その削除も含めた見直しの必要があるかどうか、検討を要すると思われる。

仮に会社法第125条第3項第3号を見直す場合には、新株予約権原簿の閲覧等請求の拒絶事由（同法第252条第3項）についても、併せて見直しを検討する必要がある。

第4 その他の検討事項

その他、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等について、見直しを検討すべき事項はあるか。

(補足説明)

本文は、これまでに当部会において検討された事項のほか、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

例えば、平成21年3月31日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」においては、会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化について検討することとされている。代表取締役等の住所は、代表取締役等を特定するための情報として重要であるほか、裁判実務上、普通裁判籍の決定及び送達の場面において重要な役割を果たしていることを踏まえて登記事項とされているものであり、その非公開化の当否を検討する際には、個人のプライバシーの保護のほか、取引実務や裁判実務に対する影響にも配慮を要すると思われる。

その他、会社法の規定については、例えば、株主総会決議により株主の地位を奪われた者に当該決議の取消しの訴え（会社法第831条）の提起権を認めるべきであるとの指摘（東京高裁平成22年7月7日判決・金判1347号18頁参照）や、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め（同法第389条第1項）があることを登記事項とすべきであるとの指摘など、その見直しに関する指摘がされており、これらを含めた技術的・細目的事項等について、見直すべきものがあるか、検討を要すると思われる。